

## 令和 8 年 第 3 回 筑紫野市議会定例会（6 月） 提出議案について

令和 8 年第 3 回筑紫野市議会定例会（会期：6 月 4 日から 6 月 24 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第 11 号・ 同意第 12 号	筑紫野市農業委員会委員の任命について
<p>本 2 件は、筑紫野市農業委員会委員の 2 名が任期満了前に辞任され、現在 2 名の欠員が出ているため、新たに砥綿 敬二氏、小金丸 昌孝氏の 2 名を農業委員として任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。</p>	
報告第 3 号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和 8 年 4 月 1 日に 軽自動車税の環境性能割を廃止するものです。</p> <p>また、固定資産税について、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の対象を特別特定建築物全般に広げるとともに工事の要件を緩和し、適用期限を 3 年延長するものです。</p>	
報告第 4 号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、都市計画税についても、固定資産税と同様に 税額の減額措置の拡充・延長を行うものです。</p>	

報告第5号	専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。</p> <p>改正内容の1点目は、子ども・子育て支援納付金課税額を新設し、税率等、課税限度額及び減額規定を定めるものです。</p> <p>2点目は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を1万円引き上げ、67万円に改正するものです。</p> <p>3点目は、軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乘じる金額を31万円に、2割軽減の対象となる世帯については57万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。</p>	
報告第6号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、本年3月3日午前9時頃、筑紫野市二日市北の市道において発生した道路事故により、相手方所有の車両を破損させたものです。</p> <p>この事故に伴う損害賠償額について、32万9,593円で示談協議が整いましたので、本年4月15日付で、専決処分を行ったところです。</p>	
報告第7号	令和7年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
<p>繰り越し事業は、「基幹系システム等管理・運営事業」から「筑山中学校特別教室棟中規模改修事業」までの11件です。</p> <p>本件は、地方自治法第213条の規定により、令和7年度中に事業が終了しないものにつきまして、議会の承認を受け、繰越明許費により令和8年度へ予算を繰越しておりますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。</p>	

報告第 8 号	専決処分の承認について（令和 7 年度筑紫野市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について）
<p>本件は、令和 7 年度筑紫野市水道事業会計予算に継続費として計上していた「浄水場外施設電装設備更新事業」について、入札結果により予算計上額 5,360 万円に対し、278 万円の執行残が発生したものです。</p> <p>また、令和 6 年度からの「常松浄水場中央監視装置 更新事業」の継続費繰越額 1,271 万円について、令和 7 年度に予算執行がなかったことから、全額が執行残となりました。</p> <p>これら 2 件の継続費予算執行残の合計 1,549 万円については、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、翌年度へ繰り越しを行いましたので、同規定に基づき、議会へご報告するものです。</p>	
議案第 40 号	筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、法律の改正により外国人が所有する在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードとの一体化が可能となるため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機にて、当該在留カード等でも印鑑登録証明書の発行ができるよう、本条例を改正するものです。</p>	
議案第 41 号	阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について
<p>本件は、国史跡阿志岐山城跡について保存活用計画の策定が完了したため、本条例を廃止するものです。</p>	
議案第 42 号	工事請負契約の締結について
<p>本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により 議会の議決を求めるものです。</p> <p>工事名は、筑紫野中学校管理教室棟屋根外壁改修工事で、契約の方法は一般競争入札により事業者を選定しており、契約金額は 2 億 88 万 2 千円です。契約の相手方は、筑紫野市武蔵 3 丁目 2 番 26 号、株式会社 広田建創です。</p>	

議案第 43 号	設計・施工変更契約の締結について
<p>本件は、令和6年12月23日に議決された設計・施工契約について、資材・労務費等の上昇に伴う物価スライド等の要因により変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>変更後の契約金額は、36億759万2,401円、契約の相手方は、福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号前田建設工業・西日本技術開発特定建設工事 共同企業体です。</p>	
議案第 44 号	令和8年度筑紫野市一般会計補正予算（第1号）について
<p>歳出予算の内容は、ごみ指定袋等 購入・販売事業として2,562万8,000円の増額をするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、財政調整基金繰入金と同額、増額するものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,562万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を466億9,962万8,000円とするものです。また、債務負担行為の補正については、第2表のとおりです。</p>	